

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	心身障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、心身障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

湯前町長

## 公表日

平成27年6月10日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	心身障害者手帳に関する事務
事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、心身障害者手帳、及び療育手帳は、心身障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。本町においては、住民からの手帳交付依頼を受け、熊本県へ進達を行い、進達結果及び心身障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。
システムの名称	心身障害者手帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者手帳台帳ファイル、療育手帳台帳ファイル、身体療育手帳交付申請関係ファイル、身体療育手帳交付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	湯前町役場 保健福祉課
所属長	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

## しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

